

前橋市公設児童クラブ（地域運営委員会運営）支援員運用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、前橋市公設児童クラブ（地域運営委員会運営）に勤務する常勤支援員の任用、勤務時間その他勤務条件の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に定めのないことについては、労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

（適用範囲）

第2条 この要綱は、前橋市公設児童クラブ（地域運営委員会運営）に従事する、次に定める常勤支援員に適用する。

（1）1週間当たりの勤務時間が30時間の者

（採用）

第3条 事業者は、常勤支援員の採用にあたっては、前橋市から推薦された就職希望者を選考して採用するものとする。

（任用期間）

第4条 常勤支援員の雇用期間は、1年以内とし、当該労働契約の期間満了後における当該契約に係る更新の有無を雇用通知書で示すものとする。

2 当該契約について更新する場合又はしない場合の判断の基準は、以下のとおりとする。

- （1）契約期間満了時の業務量により判断する。
- （2）当該常勤支援員の勤務成績、態度により判断する。
- （3）当該常勤支援員の能力により判断する。
- （4）勤務する公設児童クラブの状況により判断する。

（労働条件の明示）

第5条 事業者は、労働者を採用するとき、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を記した雇用通知書及びこの要綱を交付して労働条件を明示するものとする。

（サービス）

第6条 労働者は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、事業者の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。

（遵守事項）

第7条 労働者は、以下の事項を守らなければならない。

- （1）許可なく職務以外の目的で事業所の施設、物品等を使用しないこと。
- （2）職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと。
- （3）勤務中は職務に専念し、正当な理由なく勤務場所を離れないこと。
- （4）事業所の名誉や信用を損なう行為をしないこと。
- （5）在職中及び退職後においても、業務上知り得た事業所、入会児童等の機密を漏洩しないこと。
- （6）その他労働者としてふさわしくない行為をしないこと。

（個人情報保護）

第8条 労働者は、事業所及び入会児童等に関する情報の管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に関係のない情報を不当に取得してはならない。

- 2 労働者は、職場を退職するに際して、自らが管理していた事業所及び入会児童等に関するデータ・情報書類等を速やかに返却しなければならない。

(遅刻、早退、欠勤等)

第9条 労働者は遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用で事業場から外出する際は、事前に事業主に対し申し出るとともに、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかつた場合は、事後に速やかに届出をし、承認を得なければならない。

- 2 傷病のため継続して5日以上欠勤するときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(勤務時間)

第10条 労働時間は、1週間については30時間、1日については5時間とし、始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

小学校授業日における始業時刻 午後1時

終業時刻 午後6時

小学校休業日における始業時刻 午前8時30分（又は午後1時）

終業時刻 午後1時30（又は午後6時）

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることがある。
- 3 労働者が所定の勤務日又は勤務時間を勤務しない場合は、勤務しないことにつき事業主の承認があつたときを除き、欠勤とする。
- 4 週所定時間を超えて勤務した場合、当月もしくは翌月以降の勤務時間に振り替えることができる。この場合の振替時間は、分単位で振り替えることができるものとする。

(休日)

第11条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日及び国民の休日（日曜日と重なつた場合は翌日）
- (3) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (4) その他運営委員会が特に認めた日

(時間外勤務等)

第12条 業務の都合により第10条の所定労働時間を超え労働させることがある。

(年次有給休暇)

第13条 6か月以上継続して勤務し、事業者の定める所定労働日数の8割以上出勤したときは、次表のとおり年次有給休暇を与える。

任用期間	年次有給休暇の日数
6か月を超えて12か月以内	10日
4か月を超えて6か月以内	5日
2か月を超えて4か月以内	2日
2か月以内	1日

- 2 任用期間が終了した後に、第4条の規定により任用を更新した者の年次有給休暇の日数は、次の表に掲げるところによる。

在職年数	年次有給休暇の日数
2年度目	11日
3年度目	12日
4年度目	14日
5年度目	16日
6年度目	18日
7年度目以降	20日

- 3 前2項の規定により付与された一の年度の年次有休休暇に、当該年度の末日の終了日において残日数がある常勤支援員の任用を更新する場合は、当該年度に付与された年次有休休暇の日数を限度として翌年度に繰り越すことができる。
- 4 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。なお、時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は5時間とする。
- 5 本条の時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の1時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。

(年次有給休暇以外の休暇)

第14条 常勤支援員が次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の有給の休暇を与える。

事 由	期 間
1 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 常勤支援員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	① 配偶者又は父母が死亡したとき 7日 ② 子が死亡したとき 5日 ③ 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母が死亡したとき 3日 ④ 孫又はおじ、おばが死亡したとき 1日 ⑤ 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹が死亡したとき 1日

- 2 常勤支援員が次の表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の無給の休暇を与える。

1 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である常勤支援員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
2 出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した常勤支援員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）
3 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性労働者から、所定労働時間内に、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健指導又は健康診査を受けるために申し出があつたときは、右の範囲で時間内通院を認める。	①産前の場合 妊娠23週まで 4週に1回 妊娠24週から35週まで 2週に1回 妊娠36週から出産まで 1週に1回 ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間 ②産後（1年以内の場合） 医師等の指示により必要な時間
4 1歳に満たない子を養育する女性常勤支援員から請求があつたとき育児時間を与える	1日2回、1回について30分
5 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）による休暇等	同法に基づく基準による
6 生理日の就業が著しく困難な女性常勤支援員から請求があつたとき	2日の範囲で必要と認められる期間
7 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤支援員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲の期間

3 常勤支援員は、前2項に規定する休暇を取得する場合には、事業主の承認を受けなければならない。

（報酬等）

第15条 常勤支援員の基本給は、月額140,000円とする。

2 常勤支援員が欠勤又は無給の休暇を取得した場合、別に定める減額単価により報酬を減額する。ただし、第14条第2項の表の1の項若しくは2の項に規定する事由による休暇を取得した場合については、日割り計算により支給するものとする。

3 報酬の支払いは、毎月20日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

4 支援員が退職する場合、退職手当は原則として支給しない。

(昇給)

第16条 昇給は原則として行わない。ただし、市の財政状況を踏まえた事業所の運営状況や常勤支援員（1年以上勤務している者）の勤務成績、職務遂行能力等を考慮し昇給を行うことができるものとする。

2 昇給を行う場合は年1回とし、4月に実施する。

(通勤手当)

第17条 事業所までの距離が2km以上ある場合には、通勤手当相当額として以下のとおり支給する。ただし、月の初日において在籍していない場合、当該月分の通勤手当は支給しない。また、1か月（月の初日から末日までの1か月をいう）を通じて通勤実績が無い場合は、当該月分の通勤手当は支給しないものとする。

距離	通勤手当相当額
10km以上	8,000円
5km以上10km未満	5,000円
2km以上5km未満	4,000円
2km未満	0円

(資格者手当)

第18条 常勤支援員のうち次の各号に該当する場合は、資格者手当（月額3,000円）を支給する。

- (1) 保育士資格を有する者
 - (2) 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員となる資格を有する者
 - (3) 社会福祉士の資格を有する者
 - (4) 都道府県知事が行う研修（認定資格研修）を受講し、放課後児童支援員の資格を取得した者
- 2 前項第4号においては、資格を有した翌年度から当該手当を支給することとする。

(キャリアアップ手当)

第19条 常勤支援員のうち、放課後児童支援員認定資格要件となる各事業への従事経験年数に応じて以下のとおりキャリアアップ手当を支給する。

経験年数	支給額（月額）
5年未満	8,000円
5年以上	10,000円

2 前項の従事経験年数の基準日は、毎年度初日（4月1日）現在における年数とする。

(時間外勤務手当)

第20条 第12条の時間外勤務を行ったときは次の算式により、1時間あたりの手当額を算出し、これに月の時間外勤務時間に乗じた額を時間外勤務手当額とし、翌月の報酬と合わせて支給する。

$$\text{(時間外勤務手当時間単価)} = \frac{\text{月額報酬 (報酬+資格手当+キャリアアップ手当)} \times 12 \text{月}}{(52 \text{週} \times 30 \text{時間}) - (\text{祝日数} \times 5 \text{時間})}$$

$$\text{時間単価} \times \text{時間外勤務時間 (月合計)} = \text{手当支給額 (月額)}$$

2 前項に定めるほか時間外勤務手当の支給にあたっては、その取り扱いについて別に通知するものとする。

(賞与等)

第21条 賞与は下記の算定基準日に在籍し、かつ、基準日までの実勤務期間の月数により、常勤支援員に対し、基本給の2か月分(年間)を下記の支給日に支給する。ただし、支払い日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支給する。

基準日	支給日	支給率
6月1日	6月30日	0.9月
12月1日	12月10日	1.1月

- 2 前項基準日の離職者、死亡者及び基準日に新たに職員となったものは、基準日に在籍する支援員に含まれる。
- 3 基準日までの実勤務期間が一定期間に満たない場合は、下記の割合に減額して支給する。なお、実勤務期間が1か月に満たない場合は支給しないこととする。

基準日以前の実勤務期間	割合
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

- 4 第1項に定める賞与のほかに、事業所の運営状況や市の財政状況により別に一時金を支給することができる。

(定年)

第22条 常勤支援員の定年は、満65歳とし、定年に達した年度の末日をもって退職とする。

(退職)

第23条 任用期間満了の場合は、退職となる。ただし、任用期間を更新した場合は、この限りでない。また、自己の都合により退職を申し出た場合は、退職となる。この場合、退職日の30日前までに申し出ることとする。

(解雇)

第24条 労働者が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。

- (1) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、支援員としての職責を果たし得ないとき。
- (2) 心身の故障により、業務の遂行に支障があると認められた場合
- (3) 支援員の職に必要な適正を欠く場合又はふさわしくない非行があった場合
- (4) 事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業を縮小する必要が生じた場合
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき

(健康診断)

第25条 引き続き1年以上使用され、又は使用することが予定されている常勤支援員は、事業主が指示する健康診断を受けなければならない。

(災害補償)

第26条 労働者が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところにより災害補償を行う。

（無期労働契約への転換）

第27条 期間の定めのある常勤支援員のうち、通算雇用期間が5年を超える者は、別に定める様式で申し込むことにより、現在締結している有期労働契約の雇用期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用へ転換する（以下、無期労働契約者という）ことができる。

- 2 前項の通算雇用期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の雇用期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6か月以上ある支援員については、それ以前の契約期間は通算雇用期間に含めない。
- 3 この要綱に定める労働条件は、第1項の規定により無期労働契約者となった後も引き続き適用する。ただし、無期労働契約へ転換した支援員に係る定年は、第22条によるものとする。
- 4 第1項の規定による無期労働契約者における、年次有給休暇については、第13条第2項を適用する。

附則

この要綱は、平成30年 4月 1日より施行する。